

タイムシェア型住宅供給研究会の設置等について

1 目的

単独で購入すると購入価格も維持費も比較的高価となるリゾートマンション等居住施設の1住戸について、複数の“所有者”が、それぞれ所定の期間に毎年使用することができる権利を保有するかたちで“共同所有”するセカンドハウス等の1住戸を、複数の者が、所定の期間に毎年使用する権利を保有する「タイムシェア方式」の住宅供給は、米国を中心に、欧米諸国においてその普及が進んでいる。

このような方式の住宅供給は、マルチ居住の実現、地域の活性化、観光振興及び住宅投資の拡大に貢献するにつながるものと考えられることを踏まえ、我が国においてタイムシェア型居住を促進する意義、消費者が安心して取得できる枠組みのあり方、普及を図るための支援のあり方等について検討することを目的として、標記研究会を設置する。

2 研究会における検討予定事項

- ・我が国においてタイムシェア型居住を促進する意義
- ・消費者が安心して取得できる枠組みのあり方
- ・信託を活用した供給スキームのあり方
- ・タイムシェア型居住に関連する法制度の整理
- ・タイムシェア型居住の普及を図るための支援のあり方 等

3 研究会委員

別添のとおり

4 研究会のスケジュール等

第1回 5月13日(火) 15-17時
我が国においてタイムシェア型の居住を促進する意義 等

第2回 6月12日(木) 15-17時
信託を活用した権利保全のスキームのあり方
タイムシェア型居住に関連する法制度の整理 等

第3回 7月10日(木) 15-17時
タイムシェア型居住の普及を図るための支援のあり方 等

第4回 8月 8日(金) 10-12時
とりまとめ